

大阪府営久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業 入札心得

(目的)

第1条 この心得は大阪府が行う大阪府営久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業に係る総合評価一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が、守らなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、「地方自治法」（昭和22年法律第67号）、「同法施行令」（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）、「大阪府財務規則」（昭和55年大阪府規則第48号）、「大阪府暴力団排除条例」（平成22年大阪府条例第58号）、「大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則」（令和2年大阪府規則第61号）及びその他関係法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

- 2 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札については、入札参加者は、前項に定めるもののほか、同令、大阪府の物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年大阪府規則第77号）及び郵便入札心得を遵守しなければならない。
- 3 入札参加者は、入札に際し、大阪府の指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するようなことを避けなければならない。
- 4 入札参加者は、入札説明書、質問回答書、要求水準書、基本協定書（案）、事業契約書（案）、様式集、落札候補者決定基準及びその他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。
- 5 入札及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）、「刑法」（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。
- 4 入札参加者は、「大阪府総務部契約局公正入札対応マニュアル」に基づく事情聴取その他の調査に協力し、誓約書等の提出に応じなければならない。

(入札参加資格等)

第4条 入札参加者は、自治令第167条の6の規定による公告において指定した期日までに、入札参加資格申請に関する書類を大阪府に提出し、当該入札の入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は入札に参加することはできない。

- (1) 第1項に規定する公告に定める入札参加資格を有しない者
- (2) 公告等の日から開札日までの間に入札参加資格を取り消されている者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者又はなした者

(入札の方法)

第5条 入札参加者は、第2条第4項に規定する条件等を熟知し、入札書に記名押印のうえ、定められた日時及び場所において、所定の入札箱に投入しなければならない。また、郵便による入札をすることは、定められた日時までに入札説明書によって示された場所に入札書を郵送しなければならない。

2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させ、入札執行時までには大阪府に提出しなければならない。この場合において、入札書には委任者と代理人を併記し、代理人の押印をもって入札するものとする。

3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一の入札に参加する他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。

4 入札参加者は、その入札に関し、いかなる協議・協定又は公正な入札執行の妨げをしてはならない。

5 入札参加者は、落札者が基本協定を締結することを妨げてはならない。

(入札金額の記載)

第6条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（いわゆる税抜き価格）を入札書に記載すること。

(内訳書の提出)

第7条 入札参加者は、入札に際して当該入札金額の根拠となる業務費内訳書（以下「内訳書」という。）を提出しなければならない。内訳書を提出しない者は入札に参加できない。

2 内訳書に記載された価格と異なる価格での入札は無効とする。

3 提出された内訳書は、返却しない。

(入札の辞退)

第8条 入札参加者は、入札の完了まで、いつでも入札を辞退することができる。ただし、一旦、辞退した場合は、それを撤回し、又は当該入札に再度参加することができない。

2 入札参加者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 入札前であつては、入札辞退届を大阪府に提出するものとする。
- (2) 入札中であつては、入札辞退の旨を入札書に記載し、入札箱に投入するものとする。
- 3 入札時間を過ぎても入札書を提出しない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。
- 4 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書等の書換等の禁止)

第9条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え及び撤回をすることができない。

(入札執行の取り止め等)

第10条 入札参加者が第3条又は第4条に抵触する疑いがあるときなど、大阪府が必要と認めるときは、入札を延期し、中断し、若しくは保留し、又は当該入札に関する調査を行うことがある。この場合において、調査の結果、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を取り止めることがある。

- 2 前項の規定により大阪府が調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。
- 3 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることがある。

(開札)

第11条 開札は、代表者又はその代理人の立会いの上行うものとする。

- 2 当該開札では、入札価格が予定価格等の制限の範囲内にあるかを確認するのみとし、この際の入札価格の公表は行わない。予定価格等の制限の範囲内であるものとは、入札額総額が予定価格以下であるものをいう。

(入札の無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 第4条第2項各号のいずれかに該当する入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時及び場所に提出されない入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 記名押印又は署名を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者がした入札
- (8) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (9) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (10) 同一の入札について、2者以上の代理人である者のした入札
- (11) 郵送による入札について、郵便入札心得に違反した入札

- (12) 内訳書を提出しない者が提出した入札
- (13) 提出された内訳書に記載された価格と異なる価格でした入札
- (14) 入札金額と、入札金額の内訳の合計金額が異なる価格でした入札
- (15) 前各号に定めるもののほか、指示された条件に違反して入札した者の入札

(基本協定の締結等)

- 第13条 基本協定を締結する場合は、落札者は、大阪府暴力団排除条例第 11 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して、10 日以内（土日祝を除く）に大阪府に提出し、基本協定を締結しなければならない。ただし、大阪府の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。
- 2 落札者が前項に定める期間内に、基本協定書（案）を提出しないときは、落札者としての権利を失う。
 - 3 落札決定の日から基本協定締結の日までの期間において、落札者が第 16 条第 1 号アからウまでのいずれかに該当した場合、又は建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査の審査基準日が落札決定日時点で最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しを提出できない場合は、基本協定を締結しないことがある。
 - 4 前 2 項の規定により基本協定を締結しないときは、第 15 条第 1 項に定める違約金を大阪府に支払わなければならない。この場合、大阪府は一切の責めを負わないものとする。
 - 5 第 1 項の規定にかかわらず、基本協定の締結までに、落札者のいずれかの者について、次の各号のいずれかの事由が本事業の入札手続に関して生じたとき、入札説明書等に規定する入札参加者の遵守すべき事項に反したことが明らかになったとき、又は入札説明書等に定める入札参加資格を欠くに至ったとき（ただし、これに対応する手当てを行い、発注者の承諾を得た場合を除く。）は、発注者は、基本協定を締結しない。
 - (1) 公正取引委員会により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令が行われたとき。
 - (2) 公正取引委員会により、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令が行われたとき、又は独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知が行われたとき。
 - (3) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。

(基本協定の不成立)

- 第14条 発注者及び落札者いずれの責めにも帰すべからざる事由により、基本協定の締結に至らなかった場合には、発注者及び落札者が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、発注者及び落札者間に、相互に債権債務関係が生じないことを確認する。

(違約金等)

- 第15条 前条の規定にかかわらず、本事業の入札手続に関し、落札者に第13条第 5 項各号のいずれかの事由が生じたことにより、発注者と落札者が基本協定の締結に至らなかった場合は、落札者は連帯して本事業に係る落札金額の100分の110に相当する金額の100分の 2 に相当する金額を、発注者への違約金として支払う。ただし、発注者に損害が生じない場合において発注者が特に認めるときは、この限りでない。
- 2 基本協定締結後において、本事業の基本協定締結に関し、第13条第 5 項各号のいずれかの事由が

生じていたことが判明した場合、発注者が基本協定を解除するか否か、及び基本協定書の規定に基づき発注者が事業者から違約金の支払を受けているか否かにかかわらず、落札者は連帯して、本事業に係る落札金額の100分の110に相当する金額の100分の10に相当する金額を、発注者への損害賠償金として支払う。ただし、発注者に損害が生じない場合において発注者が特に認めるときは、この限りではない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、本事業の入札手続きに関し、第13条第5項各号のいずれかの事由が生じていたことに関して発注者が被った損害のうち、第1項の違約金又は前項の損害賠償金（前項については事業者が支払った損害賠償金を含む。）を超過する部分について、発注者は落札者に損害賠償を請求することができる。落札者は、損害賠償の請求を受けたときは、連帯して支払うものとする。

（失格）

第16条 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、失格とする。

- (1) 開札から落札決定までの期間において、構成員のうち1者でも次のいずれかに該当した者

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者

イ 大阪府入札参加停止要綱別表に掲げる措置要件に該当した者（建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業の停止の命令であって、大阪府の区域以外の区域又は同法別表第1の上欄に掲げる建設業務の種類のうち、「入札説明書」に定める種類以外の種類に係るものを受けた者を除く。）

ウ 大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者

エ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者

- (2) 前号に定めるもののほか、入札公告等において示した事項に該当した者

（落札者の決定）

第17条 予定価格等の制限の範囲内で入札書を提出した者で、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。落札候補者は、事後審査として誓約書と最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）を提出し、審査に合格した者を落札者とする。

- 2 発注者は、落札者と本事業の円滑遂行を果たすための基本的義務に関する事項、落札者の各構成企業の本業務における役割に関する事項等を規定した基本協定を締結する。

（異議の申立）

第18条 入札参加者は、入札書の提出後、この心得、第2条第4項の条件について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他）

第19条 入札手続に際しては、すべて大阪府の指示に従うこと。